

令和2年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年6月10日(水)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長) 5番 遠藤泰三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員(会長職務代理者)
欠席農業委員	6番 大太勇三委員
出席推進委員	影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島道政委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任
傍聴人	1名
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 米子市農業委員会倫理規程の制定について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答
について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（伊塚会長）

第3回米子市農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号17番の森中委員と議席番号18番の矢倉委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、大太委員です。

最初に農業委員会憲章の唱和をお願いします。

(全員で唱和)

本日まで、倫理規程の作成とアンケートを皆さんから意見いただき、再発防止策を毎月本日まで倫理規程の作成とか毎月の総会で実施してまいりました。先月も倫理委員会を中心に何回も会議を重ねて検討してまいりました。二度とこのような不祥事が起こらない事を決意して、守るべき倫理原則、禁止行為を明確にして、職務執行の礎として5月21日に市議会の都市経済委員会に報告し、本日は倫理規程を総会で審議いただき、その結果では、総会最後に倫理研修を計画しております。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

米子市農業委員会倫理規程の制定について審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

農業委員会倫理規程案について説明します。5月総会で規程案を説明した後、5月24日に倫理委員会が開催され、本日、正式に提案させていただくことになりました。5月総会時での規程案を一部修正しています。机の上に新旧対照表がありますのでご覧ください。左側がこの度のもので右側が5月総会時のものです。下線部分が修正した箇所です。それでは修正部分について説明します。

第1条の目的、第2条の定義は変わりません。

第3条の倫理原則については修正しています。5月に提示した第3条第3号では、「農業委員等は法令等を遵守するとともに与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等の行為をしてはならない」と、また第6号では、「農業委員等は刑法(明治40年法律第45号)第197条第1項に規定する収賄罪その他の刑事責任を問われるような行為をしてはならない」としており、第3号の法令遵守、贈与禁止、第6号の収賄禁止、その他刑事責任を問われる行為の禁止等を規定しておりましたが、同様な規定が重なっているため、第3号と第6号を集約し、新たな第3号として、「農業委員等は法令等を遵守するとともに、刑法(明治40年法律第45号)に規定する収賄行為又はそのような疑いをもたれる行為をしてはならない」と修正し、第6号を削除したものです。また第

4号は、秘密の厳守を規定したのですが、言い表し方を変えたものです。

第4条の禁止行為の規定ですが、第1号及び第3号で接続詞の部分を修正したものです。第5条の禁止行為の例外ですが、「この規定」というところを「同号の規定」と修正したものです。

第6条の私的関係における行為の取り扱いですが、言い表し方を変えたものです。第7条の報告義務では、「農業委員等（会長を除く。以下同じ）は」から（会長を除く。以下同じ）を削除しています。これは、会長にも農業委員の立場として、報告義務を負わせるためです。

第8条、第9条の会長の責務、通報に対する措置等は変わりません。

第10条の違反行為に対する措置等では、第1項中に点を1か所加えています。修正内容は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

高橋農業委員

第6条の私的関係の条文ですけども、「公平かつ公正な職務の遂行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合」というのは、具体的にどういうケースを想定していますか。

事務局（宅和事務局長）

これは親子関係ですとか、そのような特に近い関係の場合に金銭をもらったり物品をもらったりする場合は、疑われるおそれはないというふうに考えております。

高橋農業委員

結局それはあくまで個人的な親密な関係にある事業者との行為が、そういう親密な関係となれば問題無いと理解してよろしいでしょうか。

事務局（宅和事務局長）

どこまでという線引きは難しいとは思いますが。関係事業者との関係性もありますけども、転用事業者との親子関係であって、お金をもらって親子だからうまくやっているとか、そういうふうなふうに思われる事が無ければ大丈夫ではないかと思っております。

高橋農業委員

第6条の条文は、第4条の禁止行為を適用除外にするという条文になっておりますので、大変重要な条文だと思うのです。もっと具体的な形で記載した方が、この文章を読む限りでは具体的なイメージが湧かないのですけども、そのあたりはいかがなものでしょうか。

小西農業委員

どういう場合を想定しているのかということですけども、私もこの会議に出ていました。例えば同じ町内会です、昔、香典を貰っていたと、通常の慣習としては香典を返しますよね、自分の親たちが貰っていてそういうこと。たまたま例えばゴルフコンペに誘われて行ったら関係者も来ていたと。たまたまですよ。一緒に相談して行ったわけじゃないけど、例えば町内会のゴルフコンペに行ったら彼も出ていたと。そういうようなごくごく一般的に社会での生活の中で行われている事です。そういう事は除外した方がいいのではないかという意味です。具体的にはそういう事です。

高橋農業委員

この文章を読む限りにおいては、そういう具体的な適用除外がないので、それでどうかと。具体的な形で条文に書いた方が、4条自体を否定する禁止事項を免責する条文なわけで、そういう意味で重要な条文だと思うのです。ですからもっと分かりやすく具体的な形で記載された方が理解をされやすいと思うのです。この文章を読む限りにおいては、運営委員会に参加された方は分かるかもしれませんが、第三者がこれを読んだ場合に分からないと私は思うのですけども。そのあたりはいかがなものでしょうか。

議長（伊塚会長）

この6条については、最初は厳しくて、こんなところまで出来るはずがないというところまで書いてあったのですけども、どこまできちんと書いてあればいいかというのは定かではないです。事例は何回も話し合って決めて行ったというのが現状です。

森中農業委員

今の説明のとおりですが、親族関係というのは、例えば執行部側が判断する範囲内という関係にもとれるような文書内容なのですけども、そのへんをどういうふうに扱うかという事がここでは具体的にないという事だと思うのですが、そのへんの考え方をきちんとどの範囲までどうするかという事は、ここに書かないにしてもきちんと議事録等に残して、はっきりさせておくべきだと私は思います。

議長（伊塚会長）

これから採決するのですけども、そういう事について、まだ7月まであるのできちんとやっていきたいと思います。

森中農業委員

目的の第1条の「失墜行為を再び起こさない」という文言ですけども、この倫理規程はああいう事件が起きたから「再び」という言葉が

使ってあると思うのですが、そういう事件が無かったら倫理規程は設けないという考え方にもとれますが、そのへんの見解はどうですか。

議長（伊塚会長）

倫理委員会の中でも話しましたが、こうしたのは、今までも何回も触れたのですが、2月28日にこういう事件がある前から、1月と2月の総会の中で自分がきちんとして、収賄とかそういう事が無いようにというような書面もして、それで辞任じゃなくて代えようかと誰もの意見で代えまして、それで倫理委員会の中でこの話を出した時に倫理委員の皆さんが、そんなものいけんわと、「再び」を入れることになりました。誰もの決意もありました。私が最後に言ったのは、この規程が全然変えられないものだったら別ですけど、農業委員会の中で今度はこう変えようと、こうしようというような、三度起こさないためにも、この「再び」は残したいという結論になりました。確かに「再び」というのは、どこの規程を見てもありません。分かっています。でもあえて載せました。いろんな人にも言われましたけど、今回はこれで行くという事で決めましたので、よろしくをお願いします。

森中農業委員

私は、この「再び」なんて言葉は倫理規程の中で言うべき文言ではないと思っています。これが「再び」という事ですから無いとは思いますが、再び起きた時には三度になるのですか、この目的が。倫理規程はいい事ですが、この目的の文言そのものの「再び」という言葉は、私は入れるべき言葉ではないと思っています。

議長（伊塚会長）

森中さんの言われるとおりだと思っております。

小西農業委員

今の「再び」という言葉ですが、倫理委員会でも問題になりました。多分米子市以外の農業委員会が倫理規程を作るとしたら、「再び」という言葉は入らないと思いますし、無いのが普通だと思いますが、米子市は世間に対して恥ずかしい事を、信頼感を無くすような事をやってしまったのですよ、この農業委員会が。それを忘れないという決意を、ここは恥ずかしながら「再び」を入れるべきだと私は思います。もう恥ずかしい事をやってしまったのだから、ここで普通の何も無かった所の農業委員会と同じ規程を作ってですね、他は多分この「再び」なんて言葉は使いませんし、全国どこの倫理規程を見ても「再び」なんて言葉が入っている規程は無いと思います。おっしゃるとおりおかしいという事だと思いますが、自戒を込めて、例えば10年経ち15年経って何事もなくきちんと皆がやっておけば、この「再び」は取ればいいじゃないですかその時に、という思いで倫理委員会の皆さんも賛同されて「再び」を残そうという気持ちで残っております。

森中農業委員

この「再び」という言葉はねえ、外部的に口頭では使っていないかもしれないけども、この規程の中で「再び」という言葉は、私は適当な言葉ではないと。文章を残すという事に対して適当な言葉ではないと。「再び」であろうと三度であろうと起こしてはいけないというのが倫理規程なので。それなのにここで「再び」という文言を入れる事自体、私はナンセンスだと思っております。

遠藤農業委員

議長、言い合いしていてもあれですから、どちらかに決をとられたらどうですか。

議長（伊塚会長）

最後にとりますので、もうちょっと皆さんの意見を。

田口推進委員

私も倫理委員会に出しております、いろいろと議論に参加させていただきました。確かに森中委員さんの言われることも出てきました。ただそういうすべての事を包含してこれを作って、これをいかに運用していくかという事に注力を注いだ方がいいと私は判断しております。特にこの度の問題で言わせるなら、スピードが足りないし、正直私はそう思っています。ですからそのための情報をあらゆる機会を捉えて情報を執行部なり倫理委員会の中で把握して、スピードを持って決断をしていくと。そういう事に注力を今後注いでいくという事で、中身については、不満はあろうかと思えますけど、倫理委員会の皆さんがそれぞれ知恵を絞って出された内容ですので、ひとつそのへんは十分にご理解をいただきたいと思っております。

議長（伊塚会長）

他にありますか。

ないようですので、採決したいと思います。

第1号議案について異議の無い方は挙手をお願いします。

森中農業委員

ちょっと待ってください。意見がいろいろあったのですから、始めに高橋委員が言われた6条の問題についてはどうですかとしてね、そうして最終的にはこの原案に対して賛成なのか反対なのか、そういう採決の仕方じゃないと総会の意味が無いでしょ。私が言った意見が反対なのか賛成なのか、その意見はどうなのか問わずにどうですかなんていうのは、こんな採決の仕方なんてありませんよ。

議長（伊塚会長）

倫理規程をいつまでに作るか、先月もやりました、何か意見ありますか、公本委員さんの意見で変えましょうかという事で進めて来ました。どんどん何回もやって、ずっとやっていればいつまで経っても、今度は7月になる。今月からやりたいという事で先月も話をしました。

森中農業委員

あのね、誰もこの倫理規程が反対とは言っていませんよ。私もこの倫理規程は賛成だと言っています。ですけど、その条文について訂正がある所は、倫理規程の委員さんは努力して作られたけれども、それが完璧じゃないという事で今の総会にかけられていますから、委員以外の人もそれを見て発言をしているのです。そういった意味でどんなかということで今の総会になっているのですよ。それなのに今の会長の諮り方では、私は理解できないと思いますよ。誰もが私が言った意見でどうですかと議長の方で諮ってですね、いけませんという事になれば、私もそれはルールとして従う事になりますけども、総会の諮り方として、今のような会長の総会の諮り方というのはおかしいという事を言っているのです。

議長（伊塚会長）

その点につきましては、森中委員さんの言う事を始めて言われたとは私たちはとっていなくて、前回の終わった後に電話で話が来たという事で聞いています。それでそういう対処の仕方をしたのです。

公本農業委員

えらい長いあれになりますけど、物事の決め方のひとつとして、倫理委員会のメンバーを決めて、皆さんに努力をしてもらって決めたことをまたここで振り出しに戻したら、彼らの面子はどうなるかっていうこと。そこへあれこれしたら私はいけんと思うよ。ここで、皆で倫理委員会のメンバーを選出して検討した事だから、まずそれに従う事が当然じゃないかと思う。それと問題になっている「再び」ということだけど、これを逆に元に戻したら、農業委員会の倫理規程はなんで変えたのかと問われた時に、どう答えるかという事なので、会長がこ

ういう不祥事を起こしたために、再び起こさないために倫理規程を変えたのだと素直に書いた文がどうして問題になるかっていう事だけど。

議長（伊塚会長）

本当に何回も倫理委員会を開いて慎重に審議してもらってここにきました。いろんな人に一緒のような事を言われました。でもね、人に言われて、はっと思ったのです。これはやっぱり私は残さないといけないなど。ですからいろんな人にもきちんとこれはやりますと。変えてもらえばいいですけん。

中本農業委員

いろいろ意見が出たわけですので、採決していただいて。

森中農業委員

これは変更じゃないですよ。残す倫理規程をここで発足するという目的ですよ。これは例えば「再び」を消した場合とどういう風に違うのですか。倫理規程っていうのは、そういう事を再びだろうが三度だろうが起こしちゃいけませんよというのが倫理規程ですよ。それをここで発足するという事が目的ですよ。その目的について「再び」という事は、ああいう事があったから倫理規程を作ったのだというふうに私は捉えられてもいいのだなあと思うし、そうでなくて外部的にはそういう言い方はしても、倫理規程の文言として「再び」というのは適当な言葉ではないと思っているものですから、しつこいようですけども発言しているのです。

角農業委員

私も倫理委員会のメンバーですけども、森中委員さんが言われたように、私も倫理規程としてはいらぬのではと意見を言ったわけでは

けど、やっぱりこのメンバーが作ったという事を示したいがために、「再び」を。ですから今度改選で新しいメンバーが作られたら消してもいいじゃないですか。ただこのメンバーが作ったので、決意を全面に出したいという事で、そういう事を理解お願いしたいと。ですから今日言われた意見は議事録に残りますので、またこれを参考にさせていただきたいと思います。それと高橋委員が言われた親族関係なのですけども、このへんは農業委員、推進委員の活動の中でね、やっぱり親戚である業者との付き合いも絶対無いという事は有り得ないので、まあそういう時はその本人だけじゃく、隣の委員とかを呼んでですね、親戚同士で決めたという事ではなく、そういう中で決めたのだよというような形に持っていきたいと思いますので、文言で不足の面があると思いますけども、今後これを直してですねえ100パーセントのものにしていけばいいじゃないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊塚会長）

本当にいろんな意見をいただき、ありがとうございます。高橋委員の意見も、倫理委員会の中では角委員もいろんな話を聞き、とりあえず今はこの倫理規程を作ったのですから、一生懸命考えて作ったのですから、これでやらせていただきたいと思っています。

遠藤農業委員

議長、ですので今一生懸命作ったということは皆さん分かっておられます。今提案されたという事で、森中さんからこれは取った方がいいのではないかという意見があったわけです。それについて皆さんどう思うかと。とる方がいいのかどうか、皆がとった方がいいと言ったらとったらいいと思います。決を採ればはっきりするじゃないですか。

足立農業委員

委員で考えられたのだから、もう数名から中身はこういう事だったというような事を言っていただきたい。

田邊推進委員

今それぞれ意見を聞きまして、私もこの文章を最初に見た時に、「再び」というのはちょっとまずいかなという気はしました。ただ、今それぞれの人の話を聞いて、実際にこのメンバーの人の話を聞いて、今回それを承知の上で今回是非入れたいという話を聞きましたので、私個人としては意気込みをかい、これは入れてもいいかなという気持ちで今はおります。最初見た時は、やっぱりこの「再び」というがあると、前にもやったのではないかと言う事で、本当に無い方がいいと思いました。ただそれを承知の上で、議論の中でいろいろ出たということですので、今回はそれでいいかなという事で今思っています。

足立農業委員

それでいいと思いますけども、もうひとつ、第3条の2項で「いやしくも」とあるのですよ。私は、米子市農業委員会が「いやしくも」なんていう言葉を出すのは、「再び」と一緒でおかしいと思います。

吉澤農業委員

言葉の使い方、多分いろいろ使い方があると思うのですが、我々は法律家でもなければそういったことに従事しているわけではないですよ。要は先月も言ったのですが、我々がしてはいけない事は明らかだと思うのです。ここに書いてある事が守ればこれはしてはいけない事ですので、これを守りさえすればいいわけですよ。「再び」という問題、「いやしくも」という問題、それは言葉の選び方うんぬんというのがもしかしたらあるのかも分からないのですが、ただこれは倫理委員なり市の専門部署なりが見ておりますので、そんなに間違ったことではないかなと。要はこれを守って、ずっと続けていくということが大事だなと思って。それと高橋委員が言われた6条なのですが、今までしてはいけないという事がずっとあって、これは除外ですよという項目になっているのですが、これは先月私も言ったのですが、相手との距離感みたいなものが非常に難しいですよという事がこの6条中にあるのではないかと考えています。要は、皆がおかしいと思った事はしてはいけないと。これは世間一般に見てこれだったら、これ位だったらいいというのがこの6条の話だと思います。

ます。もし何かあった時には、また事務局なりに連絡してもらえればまた皆さんで協議するというような事じゃないかと。要は、これを守って皆さんがやっていく、それからずっと続けていくという事が大事なのではないかなと思っています。

田中農業委員

私も倫理委員会のメンバーでやっていたのですが、正直言いまして今日出たいろんな話、「再び」はじめ、ほとんど出たのではないかと思います。ただこれは完成形じゃないですし、とりあえず多少賛否両論があるかもしれないけれど、スタートさせようという事で倫理委員会では決めました。だからこれからやっぱりこれは「再び」なんか入れたらいけないぞという事が出てきたら、その時点で修正すればいいのではという事で終わったはずです。だからそういう形でやってみてはどうか、スタートさせてみては。

議長（伊塚会長）

ありがとうございました。いろんな意見があると思いますし、私倫理委員会の事を何回も何回も言ったのですが、これ何だったかと。いろんな意見を3月、4月の段階から本気で一生懸命一字一句をずっとやりながらきました。思う言葉好きな言葉じゃないですけど、こんな言葉使ったらとかたくさんありましたし、私はいいのではないかなと思っています。

田中推進委員

先程出ております「いやしくも」という言葉ですけども、身分的にみて卑しいというイメージが非常に強いわけで、そちらが一番先にぱっと思い浮かばれて、この言葉はと引っかかったと思うのですが、この「いやしくも」という言葉には、「仮にも」とか「少なくとも」という言葉に置き換えていただき、「少なくとも」という意味合いがありますので、全然問題ありません。よく倫理規程等、法令等については、この「いやしくも」という言葉は使われています。特段この言葉があって、最初に申し上げたイメージ、身分的に卑しいという事ではないふうに考えられ、特段問題はないと思っています。

中本農業委員

今いろんな意見が出ました。この案を個別にそういう言葉尻を一つ一つ拾い上げて修正していくと問題があると思います。時間も押します。例えば3条3項にあります疑いを持たれる、刑法上、収賄行為のため、こういった事で疑いを持たれる。これをいちいちここで議論して決をとっていくのか、それとも角委員が言われたように倫理委員会の中でいろんな言葉尻を。数字と違って文言はいろんな解釈があります。ですから法的な解釈もあり捉えにくいと思いますけども、そのへんを踏まえここで決を採られるのか、こういった言葉尻を一つ一つまとめ上げてもう一回作り直すのか、そのへんの考え方を示していただきたいと思います。

森中農業委員

議論する言葉尻と文書に残す言葉尻は基本的に違うと思いますよ。議論するときの言葉じゃく、文書として、規程ですよ。規程を残す文書の中で、倫理委員会の皆さんが出されたからそれでいいという事であれば、総会で我々が議論する必要が無いでしょ。それがどうですかという事を出しているわけですから。削除したり直したりするのが今論議している規程の内容じゃないかと私は思うのですよ。

議長（伊塚会長）

はい、そのとおりだと思います。今いろんな話が出てきました。現実には、米子市の専門のところにかけて、いろんな言葉が変わってます。田中委員さんが言われたのですけども、言葉にはいろんな形があると思うのです。この案でいきたいと。

事務局（宅和事務局長）

会長さん、森中委員さんの「再び」を削除するのかどうかというところを皆さんで決を採っていただけたらと思いますが。

議長（伊塚会長）

そうしますと、森中委員のこの「再び」という言葉を付けるか付けないか、このままいくかという事で決を採りたいと思います。このままでいいという人は挙手をお願いします。

挙手多数ということで、これで決めさせていただきます。

高橋さんの件につきましては、何回もやってきました。次からいい言葉があったら変えていきたいなというようなこともあります。

足立委員さんの「いやしくも」については、田中推進委員さんが言われたように、仮にもとかそういう取り方でやってもらったらいいのではないかと考えております。

森中農業委員

「いやしくも」という事について質問があったわけで、その事についてどうされますかと今問うているわけです。その事に対して、議長としてどうするかということをして誰にもとって、それで決めればいい事でしょう。議論してそういう発言があるから、それはどうなのかということ。人の発言を却下するような言い方だけです。誰もでとって、その言葉について残すか残さないか、そういう事をとってねえ、残すなら残すという事になればそれはいいですよ。

事務局（宅和事務局長）

「いやしくも」というのをひらがなで書いておりますが、これは卑しい身分だとかそういうような卑しいではなくて、別の漢字です。意味としては「仮にも」とか「万一にも」という意味で、これは国家公務員の倫理規程でも同様の言い回しをしています。また、米子市職員の倫理規程でも同様な表現を使っています。ですから、「いやしい」というのがひらがなですので、誤解される方があったかもしれませんが、駄目な表現ではないと思っています。

田邊推進委員

今、他の人からも出ましたけども、この「いやしい」という言葉に対して今説明がありましたけど、この言葉を使っていいかどうかという事で皆さんに決をとられたらいいと思います。

議長（伊塚会長）

そうしますと、3条の「いやしい」という言葉について、このままでいい方は挙手願います。

挙手多数ということで、このままにします。

それでは全体につきまして、他にありませんか。

そうしますと、採決したいと思います。

異議の無い方は、挙手願います。

挙手多数という事で異議なしと認め、米子市農業委員会倫理規程を制定し、本日から施行いたします。

続きまして、4ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは5ページ、番号2の淀江町佐陀について審議します。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

2番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、共同住宅の建設を計画したものです。6月4日に伊塚会長と長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は10センチから40センチの盛土を行います。擁壁はコンクリートブロック1

5センチを2段から3段設置し、更にメッシュフェンス80センチを設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水について、公共下水へ接続する計画で問題ありません。隣接農地耕作者の同意、自治会長の排水同意は確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、管理設道沿道の区域であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号3の泉について審議いたします。それでは、担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

3番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建設を計画したものです。6月5日に中本委員と尾坂推進委員で現地確認を行いました。これは現在住んでいる建物が老朽化し、また家族も増えたという事で駐車場も必要になったという事で、現在の建物を解体し、そしてその解体した所を駐車場にし、その屋敷続きの申請地に新築を計画したものです。造成計画は、整地のみ行い利用します。雨水の排水について、敷地内から排水溝を設け既設道路側溝へ流します。汚水について、農業集落排水に流す計画ですし、隣接耕作者同意、実行組合の排水同意は確認しております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、7ページ、番号27の両三柳から番号29の河崎について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

27番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建設を計画したものです。6月4日に大縄委員、山中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、10センチから15センチの盛土造成を行います。隣地境界には既存のL字擁壁が高さ50センチのものが設置してあります。雨水の排水について、敷地内から既設の農業用排水路へ流す計画で問題は無いです。汚水については、公共下水道へ接続します。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、駅から500メートル以内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われれます。

28番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、貸資材置場を計画したものです。6月4日に大縄委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま、整地と砕石敷のみで利用し、進入のためのスロープを盛土で作ります。雨水の排水について、周辺は申請地より高くなっており、地下浸透と既設の道路側溝へ流す計画で問題は無いです。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する農地で、10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われれますので、よろしくをお願いします。

山中推進委員

29番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建設を計画したものです。6月4日に大縄委員と山中推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、39センチから42センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に20センチのブロックを3段積としております。雨水の排水について、敷地内から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については、合併浄化槽から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する農地で、10ヘクタール未満の集団のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

田中農業委員

28番の地図ですが、ここは今工事をやっています。もっと現実に即した地図を付けてもらわないと審議にならないと思います。

事務局（高田主幹）

現実では、道路工事しているのですが、それを反映した地図がありませんので。

議長（伊塚会長）

他にありますでしょうか。

そうしますと採決したいと思います。

番号27の両三柳から番号29の河崎について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号30の大崎から9ページ番号32の大崎について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

30番と31番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の建設を計画したものです。6月6日に矢倉委員と松本推進委員で現地確認を行いました。造成計画は35センチの盛土造成を行います。擁壁について、隣地境界の東側はコンクリートブロック20センチを2段が設置済です。西側は道路で南側は住宅が建っています。雨水の排水について、敷地内から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水については、合併浄化槽から既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接農地はありません。実行組合同意、米川土地改良区の同意は確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域内で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

32番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の設置を計画したものです。申請地の周辺は以前、山林化しておりまして、非農地証明を行った後、太陽光の計画が進んでいるところですが、北側の住宅近辺の部分は非農地の対象にならなかった場所です。6月6日に松本推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土し、砕石敷設を行います。防護柵として、隣地境界に高さ100センチのものを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。雑草対策等は、管理者である〇〇が定期的に見回り、草刈を行います。隣接耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する農地で、10ヘクタール未満の集団のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

番号30の大崎から番号32の大崎について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号33の二本木から番号35の高島について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

33番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、売買によって貸駐車場を計画したものです。6月2日に森中委員、仲本推進委員と現地確認を行いました。申請地は、長い間農地として利用された形跡が無く耕作放棄地のような状態です。造成計画は、最大50センチの盛土を行います。防護柵として、隣地境界にL字擁壁60センチを設置します。雨水の排水について、地下浸透および自然流下させ既設道路側溝へ接続する計画であります。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

34番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、売買によって太陽光発電施設の設置を計画したものです。6月3日に森中委員、田邊推進委員と事務局、施工業者で現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土を行います。防護柵として、隣地境界に高さ100センチのものを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題はないと思っております。汚水の発生はありません。雑草対策として、管理者である〇〇が定期的に見回り、草刈を行い、砕石、真砂土を敷設します。隣接耕作者同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

35番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、賃貸借によって太陽光発電施設の設置を計画したものです。6月3日に森中委員、田邊推進委員と事務局施工業者で現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土造成を行います。防護柵として、隣地境界に高さ100センチのものを設置する計画です。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題はないと思います。汚水の発生はありません。雑草対策として、管理者である〇〇が定期的に見回り、草刈を行い、砕石、真砂土を敷設します。

隣接耕作者の同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の同意を確認しています。農地区分は小集団の生産力の低い農地のため、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

番号33の二本木から番号35の高島について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ番号36の淀江町中西尾から番号37の淀江町佐陀について一括して審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

田中推進委員

36番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、貸資材置場の設置を計画したものです。申請者本人が営んでいる会社に貸すという事です。6月4日に伊塚会長と田中推進委員で現地確認を行いました。現在は柿の木が植わっております。造成については、盛土は行わず、柿の木を伐採し整地します。雨水の排水について、自然流下させ既設道路側溝へ接続する計画で 特に問題はありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内であるため第3種農地に該当します。転用について特段の問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

長澤推進委員

37番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は集合住宅の建設を計画したものです。6月4日に伊

塚会長、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成は最高で40センチの盛土を行います。流出防止措置として、隣地境界に擁壁コンクリートブロック15センチを2段設置します。雨水の排水について、既設の道路側溝へ接続する計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ接続する計画で問題ありません。自治会長排水同意、隣接耕作者同意を確認しています。土地改良区はありません。農地区分は、管理設道路沿道の区域の為、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願ひします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

矢倉農業委員

36番の資材置場と転用目的があるけれど、改めて聞いてみるけどね、〇〇は何かしておられますか。

田中推進委員

〇〇という会社を営んでおられまして、本人が5条申請されて、それを〇〇に貸すという格好の資材置場です。

議長（伊塚会長）

そうしますと採決したいと思います。

番号36の淀江町中西尾から番号37の淀江町佐陀について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号38の石州府について審議します。

関係者の高橋委員は議事に参与できません。担当委員さんから説明をお願いします。

植田推進委員

38番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。本件につきましては、所在地は、市内石州府の農地で面積447.76平方メートルの畑地を転用して一般住宅を建設しようとするものです。5月27日に現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子関係で、現在譲渡人の住居にて生活しておられますが、子供さんの成長により狭小となったため、新たに住宅の建設を計画されたものです。造成につきましては、43センチから76センチの盛土を行います。また、隣地境界に土羽打ちを行います。雨水の排水について、既設道路側溝へ放流する計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水処理施設へ接続する計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内の為、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

森中農業委員

ちょっと事務局に聞きたいのですが、4条、5条関連して全般的な話です。許可根拠ですけれども、3種は原則許可することになっていて、2種は代替地を探して無かったら許可というのが2種だと。申請があった時の事務局の考え方として、ここの議案には代替地無しとな

っておるのだけど、どこまでそのへんが申請者と事務局で代替地があるのか無いのかという事をどういうふうにしているのか。

高田主幹

住宅にしても資材置場にしても、2種農地に関しては、おっしゃられるように代替地として事業計画の中に例えば候補地でここをあたってみただけ買えなかった、ここはいろいろな条件で建てられないなどのものを出していただいて審査しています。

森中農業委員

すべてそういう事で代替地を求めるという事で、比較して代替地が無いという場所を提出して申請書があると。

議長（伊塚会長）

他にありますでしょうか。

続いて、11ページ、議案第4号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号6-1から16ページ番号6-13までを一括して審議します。

事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

14ページ番号6-1は新規設定です。

番号6-2は再設定です。

6-3から15ページ6-6は新規設定です。

番号6-7は〇〇-〇及び〇〇-〇の一部が新規設定です。

番号6-8は再設定です。再設定ですので10アール以下でも要件を満たしていると考えます。

番号6-9は新規設定です。

番号6-10から16ページ番号6-11は再設定です。

番号6-12から番号6-13は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、18ページ農地中間管理権を取得する場合について、番号6-1から21ページ番号6-18までを一括審議いたします。

番号6-2は、関係者の足立委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

18ページ6-1は契約内容の変更です。

番号6-2から21ページ番号6-18まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。

今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので15件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替2件。
以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、番号6-2について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続いて、番号6-2を除いて、番号6-1から番号6-18までについて、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、23ページ所有権移転各筆明細について、番号6-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

23ページ番号6-1は畑です。

本件は3月総会で鳥取県農業農村担い手機構に売り渡した県有地を農家に売り渡すものです。取得後の経営面積は99アールとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、24ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、25ページ番号1から31ページ番号16までを一括審議します。

番号16は、関係者の田中委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

25ページ番号1から31ページ番号16は、近隣は場の耕作者であるため配分するものです。

選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、25ページ番号1から31ページ番号15について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号16について、異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

34ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

35ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、6件を受理しています。

次に、37ページから40ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について6件を受理しています。

次に、41ページから46ページの非農地現況証明について、19件を証明しています。

次に、46ページから48ページの地目変更登記に係る照会に対する回答ついて、鳥取地方法務局に対して3件を回答しています。

次に、49ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

報告は以上です。

議長（伊塚会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので、県農業会議会議員の事務報告について、常設委員会で2件、先月の太陽光を説明したうえ県に進達しております。県農業会議会議員の事務報告については以上です。

最初にアンケート調査結果及び倫理委員会からの課題について、事務局お願いします。

事務局（宅和事務局長）

アンケート調査結果及び倫理委員会からの課題をご覧ください。倫理委員会及び事務局で新たに検討をした結果を説明します。

まず、転用関係者との接触についてですが、倫理規定を遵守する事を前提に、今までどおり単独面談を可として、従来どおり地区の委員、

推進委員で現地調査は行うという事になりました。

次に、倫理規程については、規程制定後に市議会、市政記者室に情報提供を行うという事とします。

次に、総会での現地調査について、総会時のバス調査に代え、農振除外、第1種農地、30アール以上の転用案件のみブロック単位で委員による事前調査を行うという事にします。

また、全ての3条案件、転用案件については、今までどおり地区委員、推進委員で事前に現地調査を行うという事でお願いします。

次に、転用申請時及び事業完了時の現地確認についての課題です。現在、太陽光発電を中心に転用関係者に立ち会ってもらって、地区の委員、推進委員、事務局が事前説明を受けています。また工事完了後の確認についても、太陽光発電は立ち合いをしてもらっています。

提案ですが、30アール以上の転用案件は県農業会議に諮問が必要になりますので、これだけを転用関係者から地区委員、推進委員、事務局が現地で説明を受けることとし、県農業会議の現地調査や常設委員会にも転用関係者の同席を求めるという事にしたいと思います。

30アール未満の転用案件については、転用事業者等から従来どおり地区委員、推進委員が説明を受けるという事に思っています。

次に、工事完了後の確認ですが、全ての転用案件の完了確認は事務局が行い、問題が無ければ地区委員、推進委員に写真等を送付するという事にしたいと思います。現地に問題があったときは、地区委員、推進委員に連絡した上、後日転用関係者に立ち合いをしてもらって改善を求めるという事にしたいと思っています。以上の事務改善案を提案したいのですが、いかがでしょうか、よろしくをお願いします。

森中農業委員

倫理規程制定後、市議会、市政記者室に対して情報提供を行うという事になっておりますが、何時の時期に考えているのか。

事務局（宅和事務局長）

時間が間に合えば今日にもと思います。間に合わなければ明日したいと思っております。

森中農業委員

事務局と会長が対応すると。

事務局（宅和事務局長）

ペーパーを入れて情報提供をします。

議長（伊塚会長）

市議会の関係は、先月市議会の方には説明しました。

森中農業委員

そこでは質問はなかったですか。

事務局（宅和事務局長）

規程の内容についての質問ではなかったのですが、この間の事件の関係者はこの規程の中の関係事業者に当たるのかどうかという質問がまずありました。これについては当たりますと回答しております。続いて、委員さんの身分はどうなのかというような事を聞かれまして、特別職の非常勤の地方公務員であると回答しております。続いて、市の規程に準じているかどうかという質問があったかと思います。市の職員の倫理規程等を参考に作っていますという回答をしております。

森中農業委員

記者から文書は提出するけれど、後から質問受けるというのは、事務局の方で対応するわけか。

事務局（宅和事務局長）

事務局又は会長で対応したいと思っています。

議長（伊塚会長）

説明いたしました転用申請時、完了時の現地確認等についての事務改善について決をとりたいなと思います。何か意見ありましたら。

森中農業委員

今職員の事務量が多くなっていると思います、現地確認も併せて。それで職員もこれで残業時間が増えるとかは想定していないのか。

事務局（宅和事務局長）

事務負担が軽くなると考えています。

吉澤農業委員

今日はプロジェクター使っていただいたのですが、全体の絵も欲しい。

事務局（宅和事務局長）

遠方から撮ったものと近くから撮ったものと2枚くらいにします。また写真に方角を入れたいと思っております。

議長（伊塚会長）

アンケートの関係につきまして、質問等ありませんでしょうか。

それでは、アンケート調査の結果及び倫理委員会からの課題という事で、これにつきまして採決したいと思います。

特に問題無いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数という事で、アンケート調査の結果及び倫理委員会からの課題という事で進めて行きたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願
いします。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画という資料をお配りして
おります。これは、担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地に関する措置に関する評価などについてホームページ等で公表しているもの
です。令和元年度の主な実績としましては、担い手への集積・集約化について647ヘクタール、新たに農業経営を営もうとする者の参入
については2経営体、遊休農地の解消実績は12.4ヘクタール、皆様で秋口に取り組みました農地の利用意向調査に関しましては、20
7筆、14.9ヘクタールとなっております。令和2年度の目標としましては、担い手への集積・集約化について、令和元年度の実績から
50ヘクタール増やし697ヘクタール、遊休農地の解消を20ヘクタールとしております。

続きまして、7月定例総会は、7月10日（金）米子市役所401会議室での開催予定としております。新型コロナウイルス感染対策の
ため、マイクロバスでの現地調査は行いません。7月臨時総会は、7月20日（月）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、6月の農地相談は中止としています。また、7月の農地相談はありません。

次に、6月分の活動実績報告書ですが、7月3日（金）までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

事務局（宅和事務局長）

農業委員会倫理研修という紙を見ていただきたいのですが、読み上げて確認していきたいと思います。

まず、農業委員会は、市町村の執行機関のひとつで、一執行機関への集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する、各執行機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保するという趣旨で、市町村長から独立した地位、権限を有する行政委員会として設置されています。農業委員会は行政機関であるため、職務の執行については、法令に従って行い特定の者を優遇することなどは許されません。

次に、委員、推進委員の身分・罷免（解嘱）・失職・辞任という所ですが、委員と推進委員は、いずれも非常勤の特別職の地方公務員であり身分が保障されています。非常勤とは、一般職の公務員のように常時その公職に専念する義務がないということであって、公職に対して精勤する義務はあります。特別職は地方公務員法の適用を受けませんが、農業委員であれば農業委員会法の適用を受けます。

罷免、失職、辞任は後で読んでください。法令の要件に該当しないと本人の意に反して辞めさせられることがないという事です。

農業委員会の倫理規程が今日決まりましたが、規程の有無に関わらず、委員、推進委員は地方公務員としての自覚を持った行動が求められています。特に職務執行の公平公正性においては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないという事です。

規程第3条に倫理原則が5項目あります。その中に職務上知り得た秘密の厳守があります。これは農業委員、推進委員を辞めた後も同様です。これは、農業委員会法で規定されており罰則もあります。

次に、行政指導に当たっては、行政手続法の規定に基づきこれを行うものとし、関係事業者に対し、当該行政指導の内容の実現を強制してはならないという倫理原則を掲げております。行政指導とは、役所が特定の人や事業者などに対して、ある行為を行うよう、又は行わないように具体的に求める行為で指導、勧告、助言などがあります。相手方に義務を課したり権利を制限したりする法律上の拘束力はなく、相手方の自主的な協力を前提にするものです。次に、行政手続法で禁止している事例ですが、これは農業委員会の職務に関する事で例を挙げられています。例えば申請書を受け取らない、受け取っても放置するなどは禁止されています。また、指導に従わない事を理由に不利益に

取り扱うとか自主的に申請を取り下げるよう指導したり、申請内容の変更を指導したりしたとき、申請者がその指導を拒否したにも関わらず、行政指導を続け申請の審査を、行政指導に従うまで保留するなど。また、法令で指定されていない書類の提出を指導し、これを強制する。例えば転用申請であれば、農事実行組合長の同意書、隣接耕作者の同意書などがこれに該当します。

次に禁止行為で、これは規程第4条に掲げています。その中に関係事業者とあります。関係事業者の範囲とは、農業委員等が職務として携わる業務の対象となる事業を行う法人又は個人でありまして、関係事業者の役員とか従業員、代理人、その他関係事業者又はその事業に関係する一切のものを関係事業者と見なすという事にしております。関係事業者に関係する者としては、役員の親族とか系列会社、コンサルタント会社等、関係事業者の事業に関係する者としては、事業の近隣住民、その他の利害関係者等が該当します。

禁止行為の例外については、自らの意図でなく偶然又は不可抗力により、会食、旅行又は遊技に該当する行為をするに至った場合には、これらの規定は適用しないという事です。

次に、私的関係の取り扱いです。私的な関係といいまして、親族関係、個人的な友人関係その他私生活の面における関係の中では、規程中の第8号、第8号とは農業委員会事務局や市の機関に対する圧力という事ですが、それを除き私的な関係の中では全面的に禁止するものではないが、その前提として、関係事業者に該当する者との職務上の関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにそのしようとする行為の態様等にかんがみ、公平かつ公正な職務の遂行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限るということです。どちらにしても、従前からの私的な関係のある者であっても、現に関係事業者としての関係がある場合は、会食、旅行、遊技等は最小限度、香典、見舞い等も社会通念の範囲に止めるべきと考えています。

次に報告義務というのを定めております。農業委員等は、関係事業者から公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求があったときには、会長及び事務局に報告しなければなりません。関係事業者から、当該要求があったときは、農業委員等は地方公務員という身分であることを説明したうえで、当該要求を明確に拒否し、以後同様の行為をしないよう求めていただくことが重要であると思います。また周囲の方は、農業委員、推進委員が地方公務員であるという事を知らない方がおられるのかなと思っています。そういう地方公務員の身分であるという事を周辺の方にも知っておいていただくのも必要ではないかと思っています。簡単ですが、説明を終わります。

倫理委員会の方で倫理規程が出来たら皆さんにこの倫理規程を守りますという誓約書を書いていただこうと考えておりますので、これから誓約書を配らせていただきます。よろしければサインをして事務局の方に提出をいただきたいと思っております。以上でございます。

公本農業委員

二つ聞きたいですけれども、太陽光は元々が投機対象になっていると言われていたのですけれども、4日ほど前に私の知人が訪ねて来て、太陽光の出来たものを買いたる者がいると。もう30億、40億の現金を持って来ている、売る人はいないかなということ。他県ではそういうのが来ているのですが、これが現在許可を得た業者が違う業者になって問題が起きたときはどうなるのかと。

それと、これは違う話ですけれども、新規就農の人達が結構私の所へ来て、非常に苦しんでいると言うわけです。以前、担い手の理事長とさんざん話をしたのですが、ほとんど顔を出して無いと。今回解約した〇〇が言っていたのですが、担い手機構はここ2年一度も来ないような事を言って、それで新規就農させて投げっぱなしで多大な借金をできたという問題が起きています。農業委員会としては、この憲章にある新規就農者の支援というのを何らかの形で作っていかなくてはと思うのです。来期以降の議題にしてもらいたいと思っています。

田中農業委員

先程の資料の中で、法令で指定されていない書類の提出を指導しこれを強制するとして、農事実行組合長の同意書、隣接耕作者の同意書などとありますが、これはどういう意味ですか。

事務局（宅和事務局長）

3条にしても転用申請にしても、申請書類は法律で定まっています。その中に農事実行組合長の排水同意書とか隣接耕作者の同意書というのは無いです。ただトラブル防止のために出すようお願いをしています。あくまでお願いです。

田中農業委員

どうしたらいいですか。

事務局（宅和事務局長）

お願いをしますがどうしても出せないという事であれば、それはそれで。

田中農業委員

直近の事例でありました。その指導書の中にきちんと出してくださいと書いてありましたから。何か中途半端だと思って質問しました。

事務局（宅和事務局長）

従来からトラブル防止のために、近隣との同意を取っておいてくださいとお願いをしているところです。

田中農業委員

県の方の指導としては、強制していないということですか。

事務局（宅和事務局長）

そうです。同意書があれば出してくださということになっています。

議長（伊塚会長）

他に質問はありませんか。

それでは、これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時15分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（伊塚会長）

議事録署名委員

議事録署名委員